

一部事務組合下北医療センター
国民健康保険大畑診療所
指定管理者公募要件・募集要項

平成20年7月

一部事務組合下北医療センター事業本部

一部事務組合下北医療センター国民健康保険大畑診療所に係る指定管理者の公募要件

1 指定管理条件

一部事務組合下北医療センター国民健康保険大畑診療所の指定管理者は、併設されているむつ市介護老人保健施設（むつ市介護老人保健施設条例（平成20年むつ市条例第32号）に基づき設置された公の施設をいう。入所定員29人）を併せて一体的に管理運営することを条件とします。

2 施設の概要等

施設名称等

名称：一部事務組合下北医療センター国民健康保険大畑診療所（以下「大畑診療所」という。）

所在地：むつ市大畑町観音堂25番地1

病床数：一般病床 10床

大畑診療所における診療科目

外来診療は内科を必ず開設するものとし、他の診療科については指定管理者と一部事務組合下北医療センターの協定により定めるものとする。

指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

経費の負担

大畑診療所の運営に係る経費は、指定管理者が利用料金で支弁する。

原則として、次に掲げる1件10万円以上の経費は、一部事務組合下北医療センターが負担する。

ア 建物・設備・附帯施設の資産価値を増進又は維持する工事等に係る経費

イ 医療機器・備品等の整備・更新・修繕等に係る経費

大畑診療所経営を支援するため、当分の間当座の運営資金貸付金を貸し付けるものとする。

一部事務組合下北医療センターは、大畑診療所の建物、敷地、駐車場及び指定期間の初日において存在する医療機器を無償で使用させる。

選考要件

次の から までのいずれにも該当する者の中から、現在の大畑診療所の理念「患者さん中心の医療」、「医療の質の向上」、「経営参加への意欲」を最も効果的に達成することができると認められた者を指定管理者として指定する。

大畑診療所の経営、管理を長期的に安定して行う能力を有すること。

その事業計画の内容が基本理念にかなう医療の提供を行い得るものであること。

その事業計画の内容が大畑診療所の利用を促進するものであること。

医療サービスの提供に必要な人員を確保できる見込みがあること。

職員の受け入れ

指定管理者は、大畑診療所の職員であって今年度末をもって退職する者のうち、診療所等への勤務を希望する職員について、可能な限り優先的に採用することを考慮すること。

3 応募資格

一部事務組合下北医療センターを組織する市町村内に主たる事務所を置く医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人をいう。）とする。

一部事務組合下北医療センター国民健康保険大畑診療所に係る指定管理者の募集要項

一部事務組合下北医療センターでは、一部事務組合下北医療センター国民健康保険大畑診療所（以下「大畑診療所」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第244条の2第3項及び一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例（昭和46年条例第2号）第9条に基づき、指定管理者を募集します。

なお、大畑診療所の指定管理者は、併設されているむつ市介護老人保健施設（むつ市介護老人保健施設条例（平成20年むつ市条例第32号）に基づき設置された公の施設をいう。入所定員29人）を併せて一体的に管理運営することを条件とします。

1 施設の名称等

名称：大畑診療所

所在地：むつ市大畑町観音堂25番地1

病床数：一般病床 10床

2 申請資格

一部事務組合下北医療センターを組織する市町村内に主たる事務所を置く医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人をいう。）とする。

法人又はその代表者が次の者に該当しないこと。

法律行為を行う能力を有しない者

破産者で復権を得ない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、一部事務組合下北医療センターにおける一般競争入札等の参加を制限されている者

地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者

指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

法人税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納している者

集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者

3 申請に必要な書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次に掲げる書類を添付のうえ、一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例施行規則（以下「センター規則」という。）に基づく指定申請書（様式第1

号)を指定の場所に持参により提出してください。

添付書類

申立書(様式第2号)

事業計画書(任意様式)

収支計画書(任意様式)

申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類

定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類

法人にあっては、登記事項証明書

その他管理者が指定する書類

事業計画書及び収支計画書については、併設されているむつ市介護老人保健施設に係る書類も提出してください。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

5 指定管理者が行う業務

大畑診療所に関する業務

入院患者及び外来患者への診療等に関すること。

診療科については、内科を必ず開設するものとし、他の診療科については、指定管理者と一部事務組合下北医療センターの協定により定めるものとします。

施設・設備及び備品等の維持管理に関する業務並びに当該経費負担区分大畑診療所の土地・建物・設備・附帯施設及び指定期間の初日において存在する医療機器は、無償で指定管理者に使用させるものとします。

指定管理者は、善良な管理者の注意義務をもって当該施設等の維持管理を行うこととします。なお、管理に当たっては、必要に応じ法令等に定める有資格者を配置してください。

建物・備品等に係る経費負担区分

原則として、次に掲げる1件10万円以上の経費は、一部事務組合下北医療センターが負担するものとします。

ア 建物・設備・附帯施設の資産価値を増進又は維持する工事等に係る経費

イ 医療機器・備品等の整備・更新・修繕等に係る経費

その他の業務

開設者が一部事務組合下北医療センターであることを理解し、行政運営に積極的に協力してください。詳細については、別途協議することとします。

6 管理の基準

協定の締結

一部事務組合下北医療センターと指定管理者は、センター規則第10条に基づき、次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結します。

事業計画に関する事項

利用料金に関する事項

管理経費に関する事項

個人情報保護に関する事項

事業報告書に関する事項

指定取消、管理業務の停止命令に関する事項

損害賠償に関する事項

その他必要な事項（権利義務の譲渡禁止、再委託の禁止等）

7 医療事故等への対応について

医療事故等が発生した場合、指定管理者は、救済を第一に行うとともに、直ちに一部事務組合下北医療センターに連絡を行い必要な指示に従っていただきます。

医療事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うものとします。

8 一部事務組合下北医療センターと指定管理者のリスク分担

一部事務組合下北医療センターと指定管理者のリスク分担は、別表のとおりとします。

ただし、別表に定める事項で疑義がある場合又は別表に定めのないリスクが生じた場合は、一部事務組合下北医療センターと指定管理者が協議のうえリスク分担を決定します。

9 指定管理に関する経費等の取扱い

利用料金制

指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を収入として収受するものとする。

管理に要する経費

指定管理者は、大畑診療所に係る管理経費を指定管理者が行う業務の収入をもって充てる。なお、管理によって生じる事業利益・損失は指定管理者の責任によるものとする。

運転資金

大畑診療所経営を支援するため、当分の間当座の運営資金貸付金を貸し付けるものとする。

10 指定の取消

指定の取消

指定管理者が必要な指示に従わないとき、及びその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、一部事務組合下北医療センターはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

この場合、指定管理者の指定の取消により一部事務組合下北医療センターに損害が発生するときは、一部事務組合下北医療センターはその損害を請求することができるものとします。

指定管理者から辞退を求める場合

指定管理者の指定期間中、自己の理由により指定管理者側から指定の辞退を求める場合は、1年以上の期間を置いて申し出、一部事務組合下北医療センターと協議するものとします。この場合、指定管理者の辞退により一部事務組合下北医療センターに損害が発生するときは、一部事務組合下北医療センターはその損害を請求することができるものとします。

原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に復し、明け渡さなければなりません。

11 選定の基準

次の から までのいずれにも該当する者の中から、現在の大畑診療所の理念「患者さん中心の医療」、「医療の質の向上」、「経営参加への意欲」を最も効果的に達成することができる者と認められた者を最適な指定管理者候補として決定します。

大畑診療所の経営、管理を長期的に安定して行う能力を有すること。

その事業計画の内容が基本理念にかなう医療の提供を行い得るものであること。

その事業計画の内容が大畑診療所の利用を促進するものであること。

医療サービスの提供に必要な人員を確保できる見込みがあること。

12 指定管理者の選定方法等

指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の選定に当たっては、「一部事務組合下北医療センター国民健康保険大畑診療所指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

選定方法

選定委員会において、11に掲げる選定の基準に沿って申請者から提出された書類の審査を行い、指定管理者の候補を選定します。一部事務組合下北医療センター管理者は、選定委員会における選定の結果を受け、指定管理者候補を決定します。

選定結果の通知

選定の結果については、平成20年8月下旬までに申請者全員に文書で通知します。また、通知後速やかに一部事務組合下北医療センターむつ総合病院のホームページ()に選定結果の概要を掲載し、公表します。

むつ総合病院ホームページ <http://www.hospital-mutsu.or.jp>

指定管理者の決定

指定管理者候補として決定された申請者は、平成20年9月に招集予定の一部事務組合下北医療センター議会における議決を経て、指定管理者として指定する予定です。ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が発生した場合は、指定管理者候補としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにより生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

指定管理者資格の喪失

併設されているむつ市介護老人保健施設に係るむつ市議会における指定管理者の指定議決が得られなかった場合は、指定管理条件の診療所と介護老人保健施設との一体管理の履行が不能となることから、指定管理者候補としての資格を喪失するものとします。

また、当該資格喪失により生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

13 職員の受け入れ

指定管理者は、大畑診療所の職員であって今年度末をもって退職する者のうち、診療所等への勤務を希望する職員について、可能な限り優先的に採用することを考慮することとします。

14 現地説明会(施設見学会を兼ねる)

次のとおり現地説明会を開催します。申請予定の医療法人は、必ず本説明会に参加してください。

本説明会の参加を希望される医療法人は、平成20年7月16日(水)午後5時までにお申し込みください。

日 時 平成20年7月17日(木) 午後4時~

場 所 大畑診療所3階会議室

申込先 一部事務組合下北医療センター 事業本部事務局

TEL 0175-22-2111(内線3872) FAX 0175-22-6141

15 質問事項の受付

現地説明会参加者から質問がある場合は、平成20年7月22日(火)午後5時まで持参又はFAXにより、「14 申込先」へ質問票(別紙)を提出してください(電話不可)。

回答は原則として説明会参加者全員に平成20年7月25日までにFAXにより行います。

16 申請書の提出期間

平成20年8月4日(月)から8月11日(月)までの午前8時30分から午後5時まで

土曜日、日曜日は受け付けません。

提出の際は、電話予約の上、必ず持参すること(送付不可)。

17 申請書等の提出部数等

提出部数：正本1部、副本1部を提出してください。

提出場所：〒035-0071 むつ市小川町一丁目2番8号

問合せ先：一部事務組合下北医療センター 事業本部事務局

TEL 0175-22-2111(内線3872) FAX 0175-22-6141

E-mail simoiryo@r20.7-dj.com

様式第 1 号

指定管理者指定申請書

年 月 日

一部事務組合下北医療センター管理者 様

申請者 法人・団体名
法人・団体所在地
代表者職氏名 印
電話番号

一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例第 10 条の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 公の施設の名称 一部事務組合下北医療センター国民健康保険大畑診療所
- 2 公の施設の所在地 むつ市大畑町観音堂 2 5 番地 1

添付書類

申請資格を有していることを証する申立書

業務計画書

収支計画書

申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類

定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類

法人にあっては、登記事項証明書

その他管理者が指定する書類

様式第 2 号

年 月 日

申立書

一部事務組合下北医療センター管理者 様

申請者 法人・団体名
法人・団体所在地
代表者職氏名
電話番号

印

一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例第 10 条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請資格を有することを申し立てます。

記

次の事項のいずれにも該当しません。

当該法人その他の団体の責めに帰すべき理由により、指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から 4 年を経過しないもの

破産宣告を受けた法人又は清算法人

法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

(別紙)

一部事務組合下北医療センター事業本部事務局
大畑診療所指定管理者担当(FAX:22-6141) 行

質 問 票

医 療 法 人 名	
担 当 者 職 氏 名	
連 絡 先	(TEL) (FAX)

質 問 事 項	
質 問 内 容	

質問事項の記載は、1枚に1項目でお願いします。

(別表)

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		センター	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺地域・住民への対応	地域との協調		
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		
	上記以外		
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更		
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更		
	一般的な税制変更		
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議により定める。	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他のセンター又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な減少）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能		
書類の誤り	仕様書等センターが責任を持つ書類の誤りによるもの		
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		
資金調達	センターから指定管理者への支払遅延によって生じた事由		
	指定管理者から業者への支払遅延によって生じた事由		
施設・設備の損傷	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの		
	上記以外のもの（経年劣化・第三者の行為で相手方が特定できないもの等）	要項 5 - - に定める費用負担による。	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		
第三者への賠償（医療事故関係を除く。）	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		
	上記以外の理由により損害を与えた場合		
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		
事業終了時の費用	指定管理業務の期間を終了した場合における事業者の撤収費用		
	指名の取消又は業務停止による経費	要項 10 に定める。	

ただし、リスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は別表に定めのないリスクが生じた場合は、センターと指定管理者が協議のうえリスク分担を決定する。